

# XBRL

XBRL-GLで変わる？

シナリオ  
未来の  
税理士事務所

12年後のイーダくん



文と表紙絵

東海税理士会三島支部  
井原 英貴

本文挿絵  
水島 みき

## はじめに

このシナリオは、国民IDとXBRL-GL技術を中心とした、税理士業務の未来予測です。舞台を12年後の平成35年に設定しておりますが、それより早く現実化するかもしれません。

XBRL-GLの技術が普及すれば、納税者、税理士、税務署の3当事者が、それぞれに大きな利便性を享受することができるはずです。とくに税理士は、これまでの職業的ジレンマが解消され、社会的な地位が向上すると、私は信じています。

シナリオのなかの未来は、結構すぐめの空想科学のように描かれています。が、ドラえものの「どこでもドア」や「四次元ポケット」のような、空想上の技術を前提としているわけではありません。現時点で実在する、技術的なインフラだけをベースに構想しています。シナリオにあるような状況は、技術的には、明日にでも実現可能な世界です。

問題となるのは、技術の運用にかかわる、社会的なコンセンサス——すなわち制度設計です。XBRL-GLの技術は、必ずしも薔薇色の側面だけではありません。「XBRL-GLは、ガラス張りの監視社会を招来してしまうのでは？」という懸念も、根強くあります。技術は本来中立的なものですから、それを運用する“人”しだいで、善にもなれば悪にもなります。

このXBRL-GLがいずれ普及するときには、税理士や納税者にとって「善いもの」となるべきです。国税当局の都合のみが優先されたり、プライバシー侵害がまかり通るようなことがあってはなりません。

そのためには、税理士会において十分に時間をかけて、制度設計を議論することが必要です。税務行政の一翼を担う税理士は、納税者の現在だけでなく、その未来に対しても責任を持つべきです。そのため、一人でも多くの税理士会員に、このテーマに興味を持っていただきたく、このシナリオを書いた次第です。

なお、このシナリオは、私の個人的な見解に基づき、私的研究です。私が属している東海税理士会の意見を反映したものではありません。また、XBRL関係団体（XBRL Japan等）の方針とも、一切関係がありません。記述の責任は、あくまで私個人にあります。

最後になりますが、シナリオ発表の機会を与えてくださった、東京税理士会情報システム委員会様に、深く感謝申し上げます。

平成23年9月1日

税理士 井原英貴

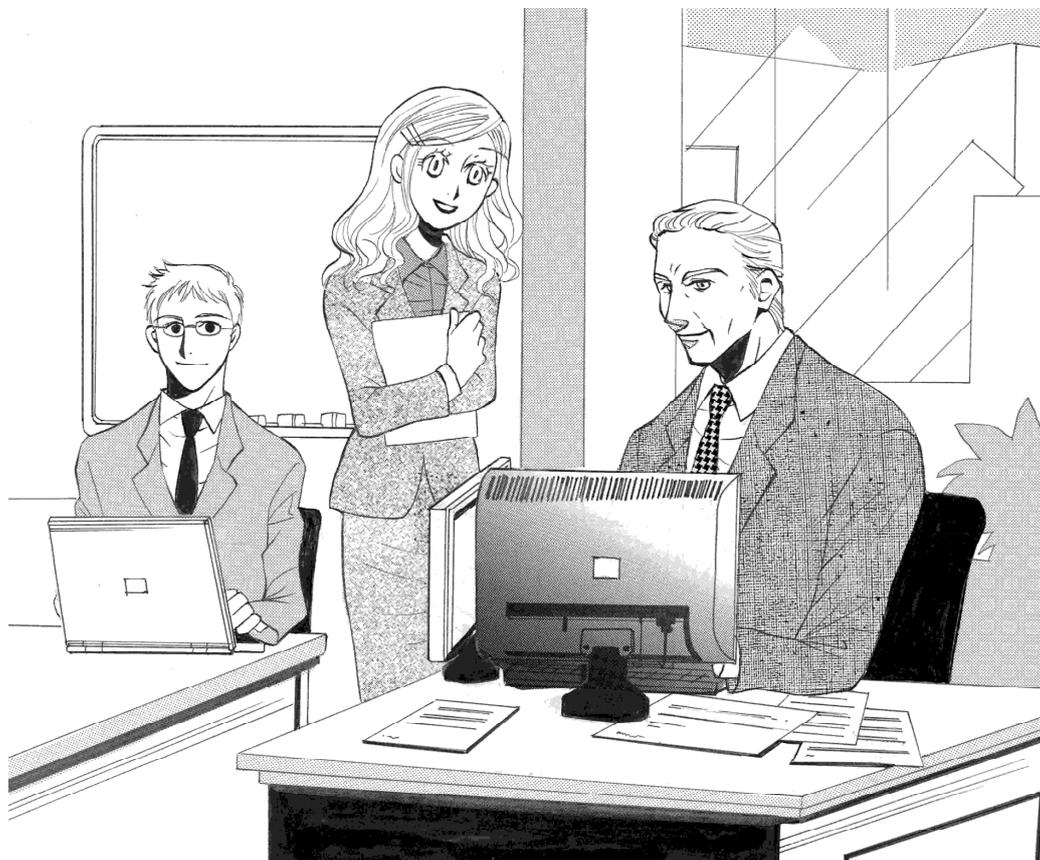
## SCENE 1. 税理士事務所にて

平成35年。とある小さな税理士事務所。

■飯田久寿 いいだひさとし 56歳の所長税理士

■芳谷源吾 よしだにげんご 35歳の男性職員

■鶴町かのん つるまち 23歳の女子職員



電話が鳴る。所長の飯田が受話器を取った。

調査官 「おはようございます。飯田先生ですか。××税務署の法人〇部門の榎崎と申します。先生の関与先に、丸藤産業さんがございますね……」

飯田 「えっ、丸藤産業さんに税務調査？」

調査官 「はい、すでに机上調査が済んでおりまして、通知書を送らせていただきました。先生の e-Tax のメッセージボックスをご覧ください。社長のメッセージボックスにも、同文を送っております」

やれやれと、電子申告ソフトのメッセージボックスを開く。調査官からの調査結果通知書が入っているのを確認。画面上に開く。

調査官 「なお、統括官の方針で、今回は臨場調査は省略したいとのことです。勝手ながら、答弁書の送信期限は連休前までということで……」

飯田所長、ため息とともに受話器を置く。

飯田 「いまどきは、税理士の立会権もへったくれもないなあ。通知されてくるときには、もう調査はあらかた済んじゃってるんだから」

芳谷 「先生、丸藤産業さんの申告では、仕訳データも電子申告で送信していましたね」

飯田 「そうだ。申告書、決算書にくわえて、元帳や補助簿、領収書データも国税庁に送信している。だから税務署では、あらかじめ机上調査で、ほとんど調べてしまえるんだ。そのせいか、最近は臨場調査が減ったね」

芳谷 「以前は調査といえば、税務署の調査官が帳簿をめくっているのを、黙って見ているだけの時間が長かったですね。おまけに、調査官のコピーの手伝いまでさせられたりして。それが調査の時間の大半を占めていたんだから。今はそういった作業は、署内の机上調査でやるから、効率的になりましたね」

(注) 平成31年から、電子申告の添付書類として、電子化された帳簿データや領収書データも送信できることとなった。ただし、その規格は、XBRL-GLといわれる会計データの国際標準に準拠することが条件となっている。帳簿データを電子送信すると、税務署内で帳簿の検査ができるため、臨場調査が省略されることが多くなった。このような方式を電子税務調査と呼んでいる。

かのん 「でも、領収書データまでいっぺんに送ってしまって、よく国税庁のコンピュータはパンクしませんね。ものすごい分量になるんでしょう？」

飯田 「領収書データについては、じつは送信していないんだよ。帳簿データにリンクを張ってあるだけで、“現物”は電子証憑記録機関のサーバーに収められているんだ」

かのん 「電子証憑記録機関？」

芳谷 「君が入所する前のことだけれど、平成30年に電子文書法の改正があってね。領収書や請求書、契約書などの証憑書類は、原則的に電子作成が義務づけられたんだ。従来のように、紙の証憑を画像保存するのは認められなくなり、最初から電子データとして発行すべし、という規定になったんだよ。また、その規格もXBRL-GLに統一された。それを記録保管しているのが、電子証憑記録機関さ。公的な認可を受けた民間の機関で、高度なセキュリティと厳格な外部監査が義務づけられている」

芳谷が机上の端末を操作すると、モニターに「税務用アカウントアグリゲーション」という名称の画面が出た。「預金」「クレジットカード」「電子マネー」「電子領収書」「電子記録債権」

などのタグが、ずらりと並んでいる。

芳谷 「このソフトが、ネットワークを通じて、顧問先の預金記録や電子証憑を、自動的に収集しているんだ。一定時間おきに全銀協ネットワークや電子債権・電子証憑の記録機関にアクセスして、顧問先の国民IDに該当する電子証憑を、自動ダウンロードしているんだよ」

マウスをクリックすると、2枚あるモニターのうち1枚のほうに、顧問先の領収書類が表示された。

(注) 領収書には販売者、品名、型番、単価、個数、消費税額に至るまで、国税庁が指定した XBRL-GL の様式でデータが書き込まれている。さらに領収書発行元の電子証明書と電子タイムスタンプも施されているので、データそのものに法的証明力が付与されている。

かのん 「XBRL-GL の領収書って、すごく記載が細かいのね」

芳谷 「欧州の電子インボイスや、韓国の電子現金領収書を参考にしたらしいよ。税制は違うけれど、欧州や韓国は、電子行政の先進国だからね」

かのん 「これだけ詳しく書かれていれば、ごまかしようがないわ」

飯田 「いにしえの画像スキャンデータとちがって、データサイズが小さいから、長期記録も可能になったんだ」

芳谷 「領収書の内容の解釈をめぐって、会計事務所と顧問先が綱引きをする余地がなくなったのも助かりすまね。とかく経営者は、何でも損金になるように、交際費にならないようにと頑張りますからね」

かのん 「昔はこれが、紙に印刷されてたんでしょ。それを一枚一枚めぐっては、手入力で仕訳を起こしていたんですよ。めんどくさかったでしょうね」

芳谷 「今はワンクリックで、仕訳に変換できるから、だんぜん楽になったよ」

画面に「各種証憑データを連結して、仕訳に展開しますか」のダイアログがあらわれた。「OK」のボタンを押す。メーターのアニメーションが動き、カウンタの数字がどんどん上がってゆく。

もう一枚のモニターには、仕訳データが次々と吐き出される。

芳谷 「XBRL データには、取引項目の“意味”が記述されている。だからコンピュータは、データの“意味”を読み取って、仕訳に変換することができるんだ」

かのん 「ふうん。ところで、証憑データの連結って、どういう意味なんですか。ふだん考えずにボタンを押してしまっているけれど……」

芳谷 「ひとつの取引でも、契約書、領収書、請求書、明細書、預金出納など、複数の証憑にまたがって記録されるのがふつうだね。それらを組み合わせて照合しないと、取引の全体像がわからないことが多い。でも、それらは国民IDと、“国際標準取引番号”（International Standard Deal Number）によって名寄せすることができる。これらを連結して、ひとつの取引データとして再構成したうえで、仕訳に展開する。だから複雑な複合仕訳でも、自動変換が可能なんだ」

かのん 「それだから、一ヶ月ぶんの証憑データを、一括で仕訳データに変換してしまえるんですね」

芳谷 「そういうこと」

かのん 「でも、変換された仕訳データに、“仮勘定” っていう科目名になっているものもありすまけれど……。あれは？」

飯田 「コンピュータにできるのは、じつは証憑の明細項目を、左右（借方、貸方）に振り分けるところまでなんだ。経理システムのデフォルト（初期）状態では、すべて“仮勘定” に変換されてしまう」

かのん 「機械には、科目の判定はできないってということですか？」

飯田 「そうだよ。——たとえばビスケットを1ケース購入した、という取引があったとする。それが売るために購入されたものならば『仕入高』勘定となる。でも、社員が休憩時に食べるためならば『福利厚生費』。営業マンが得意先に持っていくのならば『交際費』または『会議費』となるだろう。勘定科目というのは、ほんらい機械的に判別できるものではないんだ。とくに、製造原価科目にするか、一般管理費にするかの振り分けは、経営判断に属するから、会計事務所の判断だけで決めるべきではない」

芳谷 「それだから、勘定科目の判定は、最初は人間が考えて指定してあげなければならぬんだよ。ただ、さいきんの会計ソフトには学習機能が備わっているから、過去の仕訳パターンを覚えていて、それをあてはめてくれる。だから実質的には、自動仕訳に近い操作ができるというわけさ」

飯田所長は、税務調査通知書を眺めている。

飯田 「うわ、経費のチェックが細かいなあ。電子税務調査になってから、若い調査官がやたら税務監査ソフトを使うから、指摘が細くなった。……あれれ、これは通達と矛盾する指摘だぞ。ひょっとして調査官、通達の勉強不足じゃないか？これは反論の答弁書を書こう。……それから、この論点については、ちょっと判例を

## 確かめてみるか」

通達や判例のデータベースが、画面につぎつぎに開く。

飯田所長の指がキーボードで踊り、答弁書の文章が書き込まれる。

### 【シナリオ解説】

- XBRL (Extensible Business Reporting Language : 拡張可能なビジネス用報告言語) とは、会計データの国際的な標準規格である。電子データによる財務諸表の公表や再利用 (財務分析など) の目的で、2000年にアメリカで開発された。現在は欧米やアジア諸国など、世界中の証券監視機関、税務当局、中央銀行などで採用されている。日本では国税電子申告e-Taxのデータ規格として採用されているほか、EDINET (金融庁) やTDnet (東京証券取引所)、日本銀行でも採用されてる。XBRLによる会計データは、データ自身の中にその意味 (勘定科目の定義、配列規則、金額の+-関係など) が記述されており、コンピュータがその意味を「理解」したうえで処理できるという特徴がある。
- XBRLには、財務諸表データの規格であるXBRL-FRと、仕訳データ・補助簿データの規格であるXBRL-GLがある。データにその「意味」が書き込まれているという特徴により、XBRL-FRは財務分析ツールとして、XBRL-GLはデータ連携ツールとして機能する。現在、e-Taxの決算書に採用されているのは、XBRL-FRである。XBRL-GLは、ワコールなどの大企業において、社内データの連携や内部統制に利用されているほか、経済産業省のJ-SaaS (現在は富士通が運営) で実用されている。
- XBRL-GLを電子税務調査に利用するアイデアは、すでに2005年にOECD (経済協力開発機構) のガイダンスノート「税務用標準監査ファイル」によって提唱されている。ただしOECD加盟国において、実際にXBRL-GLによる電子税務調査が実施されているという例は、まだない。
- 作中では、調査官と税理士・納税者との通信手段として、e-Taxのメッセージボックスが利用されている。現状ではメッセージボックスは、税務当局から税理士・納税者への、一方通行的な通信手段にとどまっている。これを双方向に改良すれば、税理士と税務調査官とのコミュニケーションにも使えそうである。e-Taxには暗号化や改ざん防止の仕掛けがあるため、電子メールより安全である。また、調査官と税理士とのやりとりをドキュメント化する必要性もあり、とくに細かな数字の打ち合わせも必要である。現状では、税務署の内部規制により、税務署側ではFAXやメールによる通信ができないらしい。世は電子時代であり、e-Taxという立派なインフラがあるのだから、それを利用しない手はない。

■申告時に帳簿データも提出する、という手法は、現在でも理論的には可能である。電子帳簿保存法は、これにやや近い試みといえる（申告時ではなく調査時の提示となるが）。ただし、帳簿データは会計ソフトのメーカーごとに規格が異なる。そのため、税務当局の側からすると、見読可能性の問題がある。税務当局が、あらゆる会計ソフトメーカーのあらゆるバージョンを保有できればいいのだが、予算の面から現実的ではない。そこで現状では、以下のような制約が生じてしまっている。

①データを保存するだけでなく、それを見読するためのシステムも、納税者側の負担で保存しなければならない

②調査官は、データを見読するため、納税者の元に出向かなくてはならない

■しかし、仕訳データの世界には、すでにXBRL-GLという世界標準規格が存在する。これを国税当局が採用すれば、見読可能性の問題は解決するはずである。

■作中の「電子証憑記録機関」は架空の機関だが、現行の電子債権記録機関をモデルとしている。後出の「領収書の買い取り（立替金の精算）」は、電子記録債権の譲渡手続をヒントにしたものである。電子記録債権のようなスキームは、その他の証憑においても適用されていい。電子証憑を取引当事者間でやりとりすると、紛失、改ざん、不正コピーによる二重利用などの問題が生ずる。電子証憑は、公的な記録機関にのみ保存され、それを確認する必要があるときには、記録機関にその都度アクセスするという方法をとる方が、合理的である。ただ問題となるのは、その運営にかかる経費を、誰がどのように負担するかである。韓国では、2010年より付加価値税インボイスの電子提出が義務化されたが、このコスト負担が中小企業にしわ寄せされ、早くも社会問題化している。

■作中の「税務用アカウントアグリゲーション」は架空のアプリケーションだが、現在、銀行等が運営している「アカウントアグリゲーション」をモデルにしている。これは、インターネット預金や証券取引記録などのデータを、自動的に該当サイトからダウンロードし、パソコン画面に集約・表示してくれるサービスである。経理ソフトとの連携機能を提供するものもある。このサービスを利用するためには、利用者のIDとアクセスパスワードを、サービス提供者（銀行等）に預けなければならない。このようなサービスは、金融機関が提供するよりは、本人と委任契約を交わした税理士がおこなうほうが、利用者にとって安心なのではないか。

■預金データをインターネットからダウンロードして、仕訳に自動変換するしくみや、仕訳に学習機能を利用する機能は、すでにTKCのFX-2というシステムで実稼働している。仕訳フォームをあらかじめ登録しておく必要のある従来型の機能よりも、学習機能により仕訳パターンを事後学習させる方式のほうが、優れている。ユーザーに負担が少なく、スマートな解決法である。

## SCENE 2. 丸藤産業

丸藤産業の会議室。

■藤田俊郎。丸藤産業社長。62歳。

■営業部長 50歳。

■技術部長 59歳。



机上の携帯電話が鳴る。藤田社長が取る。

飯田 「税理士の飯田です。たったいま、税務署から連絡がありまして……」

社長 「調査でしょ？パソコンのメッセージボックスに、なんか入っていたけど。先生、テキはいつ来るの？」

飯田 「それが今回も、机上調査なんだそうです。見ていただければわかりますが、要修正事項が3件、指導事項が12件、答弁書提出事項が7件でした。」

社長 「見ていただければたって……先生、俺じゃ、わかんねえよ（笑）」

びっしりと書き込まれた税務署からの通知書を思い出して、社長はからからかと笑った。

飯田 「社長、作業くずの売却収入漏れが問題になっています。心当たりがありますか？」

社長 「う～ん、あれは現金で量り売りするやつで、領収書は、紙でやりとりしていた時期があったな」

飯田 「領収書の電子発行が義務づけられるまえのものですね」

社長 「うん。管理は俺がやっているんだが、……チマチマしてるから、漏れがあったかもしれない」

飯田 「それから、取引先の調査で、預け在庫の存在があきらかになったそうですが。相

手方は、ヤマト金属です」

社長 「ああ、金型の製造じゃないかな。決算期をまたいで作っていて、うちの倉庫にないモンだから。資材部長が、うっかり棚卸を上げ忘れたかな」

飯田 「いずれも、まだ証憑が電子化されていない取引ですね。税務署は、そのへんを集中的にチェックしているようです」

社長 「なるほどねえ。電子化されている取引だと、機械的に拾って集計できるから、ミスが起りようがないもんな。いまだにIT化されていない部分が、調査の狙い目ってわけか……」

飯田 「そのほかにも、税の減免措置をめぐる、調査官との解釈の相違があるようです」

社長 「わかりました。先生、細かい話は、会って打合せましようや」

飯田 「それじゃ、打ち合わせに伺いたいですが、これからでよろしいですか」

30分後の会見を約して、社長は携帯を閉じる。

営業部長 「社長、また、例の電子税務調査ですか。世の中、変りましたね」

社長 「昔だったら、俺がしゃべくって、調査官なんか煙に巻いちゃうだけだな、ワハハ。いまどきは何でもパソコンとネットワークだ。ついてけねえよ」

営業部長 「そもそも電子申告がはじまってから、経理は完全に会計事務所のペースになっちゃいましたね。昔は正直、会計事務所なんて、うちの経理部の下請ていどに思ってたけど」

技術部長 「たしかに、昔は会計事務所から幼稚な質問がたくさんあって、『忙しいのに、使えねえ事務代行屋さんだな』って感じはありましたね。うちが設計システムなんか購入すると、それがハードなのかソフトなのか、といったレベルから説明しなきゃいけなくて。苦労させられましたよ」

営業部長 「いまは、その手の質問は、ありませんな」

技術部長 「電子明細書に張られているリンクをたどって、自分で調べているみたいですよ。いまどきは会計事務所も、かなり詳しいですね」

営業部長 「このあいだなんか、『B社の機械ならば、コストパフォーマンスがいいし、税の特典も受けられてお得ですよ』なんて、逆に教えられたりしますからね」

社長 「なるほど。いまどきの税理士は、税務知識＋ITスキルで武装してるってわけか。とくに申告のことになると、セキュリティだの暗号だの、お役所の約束事がいっぱいだからなあ。税務会計は、素人には手の出せないところに行っちゃった感じだな。だいいち、俺の国民IDや電子申告の暗証番号だって、税理士に握られちゃってるんだから」

技術部長 「ただの電子知識ならば、こっちの方が本職なんですけどねえ。税務の諸手続や交

渉となると、税理士さんにお任せするしかないですものね。せめて調査官と直接相対することができれば、われわれの出る幕もあるんですが……」

社長 「バカいえ！そうそう調査に来られて、たまるか。昔はあれで、5日とか一週間とか、仕事にならなかったんだぞ」

技術部長 「経理の吉田くんも、調査のたびに胃炎で苦しんでましたね」

社長 「10なん年か前だが、調査で、徹底的に調査官とやり合ったことがある。あんまりワカランこと言うから、『証拠があるか。あるなら出してみろ』って、啖呵切ってやった」

技術部長 「ああ、あの時の……いかにも手柄の欲しそうな、生意気な調査官でしたね」

社長 「こっちも若かったなあ。そしたら、向こうも意地になっちゃって、5日の予定の調査が、2週間かかっちゃった。『白黒付くまで、いくらでも調べてくれ』って、俺が言ったもんだから……」

技術部長 「今みたいなスピード時代に、それをやられたら……会社、潰れますね」

首をすくめる、社長と営業部長。

社長 「今はむづかしい答弁書を、税理士が書いてくれる。会計用語やら法律用語やら、ちんぷんかんぷんな言葉がいっぱいの奴をな。やれやれ、税理士、様々か……」

営業部長 「餅は餅屋。社長、税のことは専門家に任せて、こっちは会議を再開しましょう」

#### 【シナリオ解説】

■申告時に調査資料をあらかじめ提出しておいて、臨場調査を省略するという方法には、賛否両論があるだろう。調査の任意性が損なわれるのではという疑問や、国家に必要以上の情報を与えることへの危惧がある。

■ただし、筆者が顧問先にヒアリングした範囲では、圧倒的に臨場調査の省略を望む声が多い。納税者には、税務調査の負担を受忍する義務がある。が、その負担は重く、訴訟の争点となることもあるほどである。また税理士にとっても、調査の日当を顧客に請求できない例が少なくない。拘束時間が長いわりには、無償サービスになってしまいがちな、割に合わない業務でもある。

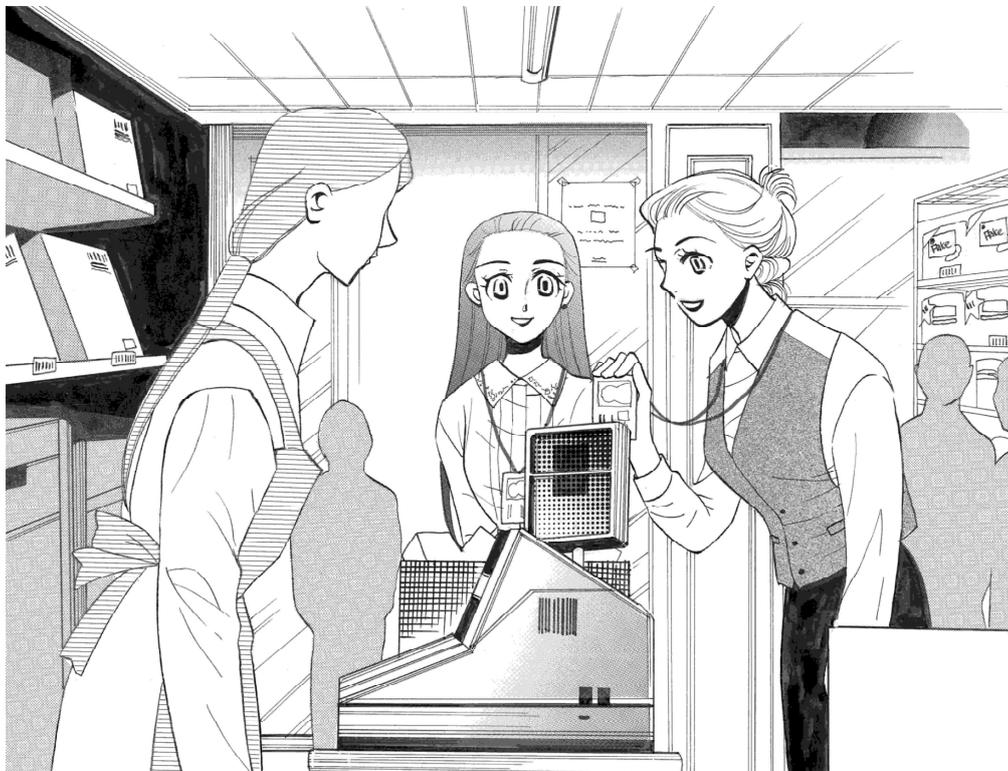
■電子税務調査が可能になっても、臨場調査が完全になくなることはないだろう。調査官が現場を訪れて、人に聞いたり（家族役員の勤務実態を従業員に聴取するなど）、物を検認したり（減価償却資産の設置・使用状況を確認するなど）する必要性はある。ただ

し、現場で帳簿等を検査する時間がなくなれば、臨場調査の所要時間は大幅に短縮されるはずである。

- たんに帳簿データを提出しただけでは、臨場調査を省略することは不可能である。税務調査では、証憑書類の確認が非常に大きな要素となるからである。帳簿だけでなく、証憑も電子データ化し、提出することができれば、税務調査のほとんどの作業は、税務署内の机上で片付くはずである。ただし、現状ではe-TaxにもeL TAXにも、送信可能なデータの容量に制限がある。平成23年9月現在では、e-Taxは10メガバイト、eL TAXでは4メガバイトが上限である。しかしながら、通信能力の制限は、技術の発達とともに解消されるはずである。またシナリオにあるように、証憑だけは、リンクファイル（電子証憑記録機関の該当データURL）のみの提出にとどめるという選択肢もありうる。
- 臨場調査の省略によって、税理士の立ち会い報酬が請求できなくなるのでは、という疑問もある。だが、そのばあいには、「立会料」から「答弁書の作成報酬」に請求名目を変えることで、顧問先の理解を得ることもできるかもしれない。
- XBRL-GLによるデータ連携と、国民IDによる情報検索が実現すれば、納税者の財産情報は、税理士から見てガラス張りになってしまうだろう。その税理士が、高い独立性と中立性を持たないとしたら、「間接的な（税理士を通した）監視国家」ができあがってしまう恐れがある。そのような状態は、国民にとってとうてい容認しがたいものであるから、税理士法1条の趣旨を貫徹するため、税理士の独立性を保障する制度改正が必要とされる。税理士が国税庁により一方的に指導監督を受けるかのような税理士法の規定は、見直しの必要が出てくるだろう。

### SCENE 3. 電子現金領収書 (B to C evidence)

- おでらなおこ尾寺直子 31歳。簿記1級資格を持つ経理部員。上司から、外国人研修生の教育係を命ぜられている。
- アイシャ・ハッサム 20歳の女性。外国人研修生。
- 鈴木圭 25歳。営業部の男性社員。



社内用品の買い出し風景。量販店のレジに、直子とアイシャの二人が並んでいる。買い物籠には、経理部内で使う消耗品が入っている。

直子 「いい？アイちゃん。私のすることをよく見て、同じようにすればいいからね」

アイシャ 「はい」

直子、首からぶらさがっている社員証を手にとって、レジの前に置かれているセンサーに近付ける。ピッ、と音がして、センサーの画面に「個人認証に成功しました」という文字が表示される。

直子 「あとは普通にレジを済ませればいから」

店員がレジを打ち、直子が要求された代金を支払う。続いて、アイシャが同じ手順を踏んで、支払を済ませる。

アイーシャ 「あの一、直子さん」

直子 「はい、どうしたの？」

アイーシャ 「レシート、もらってないですよ。いいんですか？」

直子 「ああ、それはいいのよ。昔と違って、紙のレシートは要らなくなったから。欲しいと思えば、お店の人に言って発行してもらえるけれど」

アイーシャ 「……？」

直子 「さっき、社員証をセンサーにかざしたでしょう？あれで会社の国民IDが、お店のレジスターに通知されたのよ。レジスターは、電子的な領収書を生成して、同時に電子証憑記録機関に送信しているわけ。うちの会社の、国民ID入りだね。つまり、名宛入りの領収書が、ネットワーク上で発行されているの。あとで会社に帰ってから、パソコンで確認してみましよう」

アイーシャ 「紙のレシートをもらわなくても、支払の証明ができるんですね」

直子 「そう。電子証憑記録機関に送られた電子領収書データは、お店の電子署名と記録機関のタイムスタンプがついているから、法的な証拠として、どこにでも通用するのよ」

アイーシャ、目を丸くする。

アイーシャ 「日本って、そこまで進んでいるんですね」

直子 「韓国では、すでに2009年頃から実施していることだから、日本はちょっと遅いかもね。ただ、韓国のばあいは、電子領収書データが国税庁に直送される仕組みになっていたから、ちょっとプライバシーの問題もあったけれど」

アイーシャ 「日本では、電子申告のときに、電子領収書を自動的に添付送信するんでしょう」

直子 「そう。経費として申請する気がなければ、添付しない自由もあるのよ。個人的な支出の使い途まで、税務署に監視されたら嫌なものね」

アイーシャ 「プライベートなお買い物の中には、私個人の国民IDカードを使うんですね」

直子 「そう。もし国民IDカードを忘れちゃったら、携帯電話をセンサーにかざせばいいの。電話の契約をするときには、国民IDを登録するしくみになっているから、携帯にも個人認証の機能が組み込まれているのよ」

会社の経理部。直子とアイーシャが帰ってきた。

直子の机の前に、若い営業担当社員が待っている。

直子 「あら、鈴木くん。どうしたの、経費の清算？」

鈴木 「そうなんスよ。きのう出先で、自分の財布で仮払した経費があって。んで、清算をお願いしたいんです」

直子 「わかったわ。ちょっと待ってね、いま見ますから」

端末を開くと、直子宛の社内メールが着いている。開いて文面のリンクをクリックすると、画面に領収書があらわれた。ショッピングセンターのレシートで、名宛は鈴木圭となっている。鈴木営業マンの国民IDカードを使って、買い物をした証拠だ。

直子 「アイちゃん、いい機会だから、いっしょに見て。これが電子証憑記録機関に保管されている、鈴木くんの電子領収書。本来は本人しか見ることはできないんだけど、今回は『領収書の買い取り請求』を選択したので、会社の側で見ることができるの。鈴木くんが出先で立て替え払いした、会社の経費よ。ほら、細かく内訳項目が出ているでしょう」

アイーシャ 「贈答用クッキーセット……」

鈴木 「こないだ契約をいただいた城東サービスさんに、何か手土産を持っていくよう、部長に言われたんです。あ、それと、その“香典袋”は、営業部の備品が切れていたもんで……」

アイーシャ 「それぞれの項目に、チェックマークが付いているのは？」

直子 「買い取り請求の対象にするものに、請求者である鈴木くんが、チェックマークをつけて選択してあるの。買い取り（清算）の対象を、個別に選べるのよ」

レシートの項目のなかに、「書籍」とあるのが目にとまった。ISBN（国際標準書籍ナンバー）が記載されているので、書店サイトにジャンプして検索してみることにした。

直子 「何よこれ、『週刊ダービージャーナル』？ちょっと～これ、経費にならないわよ。自分のお給料で買いなさい」

鈴木 「直子さん、そ、そこまでチェックします？それってプライバシー侵害……」

直子 「なに言ってるの。あらかじめ、自分でチェックボックスを外しておけば、本人以外からは開けない仕組みになってるでしょ。あわよくば、趣味の本を会社の経費で……？」

鈴木 「ま、まさか。過失っスよ、過失！」

書籍のチェックボックスを外した上で、「買取」のボタンを押すと、レシートの名義が会社の名前に切り替わった。直子は表示された金額を、鈴木営業マンに現金で支払った。

## 【シナリオ解説】

- 不特定多数の購買客に対し発行される、いわゆる「レシート」においては、支払者の氏名が記入されないのが通例である。しかし、共通番号を格納したICカード等の媒体を前提としたばあい、「名宛入りのレシート」を電子発行することは容易である。
- げんに韓国においては、「現金領収書カード」という国民IDを格納したカードが利用され、レジにて「名宛入りのレシート」が電子発行されている。韓国では、このカードをレジに提示しないと、紙のレシートすら発行してもらえないそうである。
- 日本においても、将来、消費税にインボイス方式が導入されれば、電子証憑の発行は一気に進むものと思われる。免税取引を除けば、インボイスの記載内容と領収書の記載内容は、ほとんど同じである。げんに欧州などでは、レシートを付加価値税の簡易インボイスとして兼用している例がある。日本で導入されたばあい、インボイスは紙だけではなく、電子でも発行されるものと予想される（韓国では、付加価値税インボイスは電子発行のみで、紙での発行は認められていない）。インボイスを電子発行できるのであれば、領収書の電子発行も可能なはずである。
- このシナリオでは、いわゆるB to C（事業者対消費者の）取引の電子証憑についてのみ触れているが、B to B（事業者同士の）取引においても、電子証憑の発行はとうぜん必要となる。現在運用されている電子記録債権などは、B to B取引における電子証憑制度の先駆けともいえる。
- カナダ勅許会計士協会発行の『電子的監査証拠』をベースにした、日本公認会計士協会の報告書（IT委員会研究報告第38号『電子的媒体または経路による確認に関する監査上の留意点』）では、電子データを信頼しうる監査証拠として利用するための具体的手法として、電子署名と電子タイムスタンプ技術の組み合わせが紹介されている。現行の電子記録債権では、そこまでの要求はなされていない。が、これは電子署名のインフラが、日本において普及していないことによる。4年後（2015年）に共通番号制度が導入されれば、電子署名のインフラも徐々に普及するものと期待される。
- 監査の世界では、2010年に発覚した(株)シニアコミュニケーションの不正経理事件によって、紙の証憑に対する信頼性が大きく揺らいだ。事件ではスパイ小説ばりのトリックが行使され、「電子データより、紙の証拠のほうが信頼性がある」という「神話」が、もろくも崩壊した。公認会計士協会では、かねてから電子データに証拠能力を認める検討が進められていたが、この事件は、その方向性を大きく後押しする結果となった。監査の世界では、電子証拠をめぐるパラダイムシフトが起りつつある。
- シナリオでは、電子証憑の取り扱いについて、①原則として本人しか閲覧できない②他

人が閲覧できるのは、本人が許可したばあいだけ（裁判所の令状や法定の職務権限などによる、正当な職務行為のばあいは別）③一枚のレシートのうち、閲覧を許可するデータ、許可しないデータを項目別に本人が選択できる、というルールを設定している。買い取りを請求しない項目については、第三者の閲覧を許可せず、したがってプライバシーも保護されるという仕組みである。このような「項目別承認システム」は、領収書の買い取り請求（立替金の精算）だけでなく、所得税申告の医療費控除のレシートの取り扱いにおいても役立つものと思われる。たとえばドラッグストアのレシートのなかには、医療費控除の対象となる項目もあれば、ならない項目（食品・化粧品など）もあり、項目別の取り扱いが必要となる。

## SCENE 4. 税務署にて

税務署のオフィス。

- 調査官 29歳
- 上席調査官 37歳
- 法人部門統括官 46歳



若い調査官が、端末に向かってる。傍らに上席調査官。

画面には、税務調査用ソフトが立ち上がっている。画面上部に「標準税務監査システム」と表示されている。画面右上には、小さく、「国税庁KSKに接続中」をあらわすアニメーションが回転している。

調査官 「財務分析の異常値は……？」

キーボードを叩くと、異常値を示す決算書の財務指標がリストアップされる。

上席 「なんだこりゃ。商品回転率がメチャクチャだな。いじくってるんじゃないのか」

調査官 「はい、見てみます」

さらにキーボードを叩くと、こんどは元帳データ。抽出条件を入力すると、ある勘定の注目すべき取引が、リストアップされた。

上席 「この材料仕入が怪しい。ほんまかいな。裏付けは？」

調査官 「はい。これについては、領収書データが添付されています」

クリックすると、画面に領収書の記載が出る。XBRL-GL で記述されているにしては、ずいぶん雑な明細だ。

上席 「XBRL形式の領収書データって、発行元の電子署名と、記録機関の電子タイムスタンプがついてるんだよな」

調査官 「はい。発行者の個人認証と、発行日時の特典ができます」

上席 「念のためだ。署名検証してみろ」

「署名検証」と書かれたアイコンをクリックすると、  
「検証できません。電子証明書の期限が切れているか、データに改ざんの疑いがあります」と、表示が出た。

上席 「材料の仕入先は、社長の親族じゃなかったか？」

領収書発行者の利用者識別番号をクリックすると、権限を要求するダイアログが出る。パスワードを入力すると、調査官の胸にぶら下がるIDカードのLEDが点滅した。

まもなく、国税庁保有の納税者情報があらわれた。

調査官 「はい。社長の実弟で、会社の株も持ってます」

上席 「これは、反面調査だな」

調査官 「はい。反面調査、開始します」

さらにクリックすると、画面には取引相手の帳簿があらわれた。

上席 「さっきの領収書に対応する売上が、確かにあるか？」

調査官 「ちょっと、補助簿を開いてみます」

上席 「領収書までドリルダウンできるか？」

調査官 「はい」

部屋に入ってきた統括官が、呆れたようにコメントする。

統括官 「もう、反面調査まで進んだのか。俺たちの頃だったら、そこまでが長かったんだ

けれどなあ」

上席 「いまじゃ、ひとりの調査官が、同時に何件もの反面調査ができますからね。それもクリック一発で。これじゃ、資料箋も要らなくなるわけですよ」

若い調査官が、端末を処理しながら話に加わる。

調査官 「反面調査先の企業も、たいてい帳簿データの電子提出をしてくれているので、助かりますね」

上席 「帳簿や領収書データの提出については、あくまで任意なんだけれどな。みんな、『どうせ調査に来れば見せるデータなんだから』って、割り切っているらしい」

調査官 「それでも、いまだに申告書と決算書、内訳書しか提出しない納税者もいますね」

上席 「ああ、あの頑固親爺の……なんて言ったかな、鉄工所の……」

調査官 「平田鋳物工業でしたね。工業団地の。帳簿の電子提出制度を説明に行ったら、いきなり社長に怒鳴られました」

上席 「そうそう。でっかい眼ん玉剥いてな、『帳簿は商人の魂だ。調べたけりゃ、うちの会社まで出向いて来い！税金使って、横着するんじゃないねえ』ってな……」

調査官 「ビビりましたよ、マジで」

上席 「昔気質の鋳物職人だから、威勢がいいや（笑）」

調査官 「後日、臨場調査のとき、社長が税理士に相談してましたね。たしか調査5日目の、最終日のことだったと思いますが、『先生、うちもそろそろ帳簿の電子提出、やってくれませんか。これじゃ、商売あがったりだ』って」

画面には、調査対象会社の仕入台帳と反面調査先の売上台帳が、対比して表示されている。

調査官がキーを押すと、対応しない取引をリストアップした表があらわれた。

上席 「やっぱりな。念のため、棚卸データも確認してくれ」

調査官 「はい」

別な補助簿が画面に表示され、条件を入力すると、該当項目が赤くマークされた。

上席 「やってるな、これは……」

統括 「そのようだな。過去の調査履歴とも照らし合わせて、徹底的に調べてくれ」

上席 「書面添付制度を適用していない納税者って、調べると、テキメンですね」

統括 「たしかに、証憑データとリンクされたお陰で、税理士法33条の添付書面の信頼性も、格段に上がったからな」

上席 「かつての現場には、『税理士の作文を、鵜呑みにできるか』っていうホンネ論がありましたけれどね。いまでは証憑の裏付けが、インターネット上でチェックできますから、制度の需給関係がようやく噛み合ったって感じです。電子申告システムは、こういうキラーアプリケーションを載せるための、インフラ技術だったわけですね」

統括官 「そうだな……。昔は、署長が『電子申告、電子申告』って騒いで、いささかうんざり気味だったんだよ。でも、国の本当の狙いは、ここにあったんだな」

統括官は、感心しきりという表情で端末画面を見つめた。

### 【シナリオ解説】

- 電子税務調査は、予算の制約のなかで調査の効率を上げたい税務当局と、調査の負担を軽減したい納税者・税理士の双方にとって、メリットとなるはずである。調査官との感情的なトラブルや、調査官が故意に調査期間を延長して納税者にプレッシャーをかけるような調査手法も、回避できる可能性がある。
- このシナリオでは、電子証憑にかんしては、国税庁に提出するしないの選択権は、納税者側にあることを前提にしている。これは、税務調査の任意性に配慮した想定である。証憑を提出しなかったばあい、国税庁が疑義をもったときには、意見聴取または臨場調査によって疑問を解消することになるだろう。韓国の「電子現金領収書」制度においては、証憑データはレジから国税庁に直送されてしまう（実際にはクレジットカード会社のサーバー経由だが）方式になっている。そのような方法は、提出の任意性やプライバシーについて疑問があり、日本の国民感情では導入しがたい方式である。
- 現行のK S K（国税総合管理）システムにおいても、作中のように、脱税プロファイリング・システムともいべき財務分析ソフトが利用されていると伝え聞く。過去の脱税事件における財務データから、統計学的なパターンが割り出されており、複数の財務指標が一定の相関関係を示したばあいに、調査官に何らかの示唆がなされるらしい。XBRLは、もともと財務分析のプロセスを自動化するために開発された技術である。国税庁がこれを採用した目的も、そこにある。ただし、現時点で行われているのは決算書の分析までであり、仕訳データや証憑までドリルダウンして検証を行うためには、臨場調査によるほかない。
- 政府が検討を進めている共通番号制度においては、行政機関による個人情報閲覧を記録・監視する第三者機関の設置が予定されている。シナリオの電子税務調査においても、調査官がデータを閲覧する際には、その記録と権限の確認とが自動的に行われているも

のと想定している。調査官のIDカードのLEDが点滅するのは、監視システムが調査官の氏名や権限を確認している様を表現したものである。

- シナリオ中、税理士法33条の書面添付制度に対する、「現場の本音論」が出てくる。実際に調査官が書面添付制度をどう考えているかは、不明である。ただ、現行の方式では、「税理士による作文」も可能であり、制度の需要と供給が噛み合っていない問題（国税庁の期待と現場調査官の懐疑、納税者の希望と税理士の作業負担および罰則への不安）があるように思える。法的証明力のある電子証憑を、ネットワーク上で確認できるシステムが存在すれば、この問題は本質的な解決が可能である。
- 電子申告は、現状のままでは、「国費を濫費する大仰な申告書提出手段」にすぎないかもしれない。が、これを一種のインフラと考え、このうえに魅力的なコンテンツ（XBRL-GLによる申告データ提出や電子調査の効率化）が載ってゆくのだと考えれば、電子申告の未来に積極的な期待をかける気分が醸成されうる。

## SCENE 5. パソコンショップにて

パソコンショップの会計ソフトコーナー。

■小池恵子。52歳。外食産業キッチン・コイケの社長夫人

■芳谷源吾 飯田税理士事務所の職員

■ショップの店員



外食産業キッチン・コイケの社長夫人が、パソコンショップに来ている。会計ソフトコーナーに立ってるが、どれを選んだらいいかわからず、途方に暮れている。

携帯を手にして、

恵子 「もしもし、飯田会計さん？あ、芳谷くん、いたの。ちょうどよかった。ねえ、教えて！」

芳谷 「どうしました、奥さん」

恵子 「おたくの先生が、『御社もそろそろ自計化を考えましょう』なんて言ってたの。だから、とりあえず会計ソフトを買おうと思って、今お店に来ているのよ。でも、いろいろあって、どれがいいかわからなくて……」

芳谷 「何でもいいんですよ。テレビで宣伝しているような、有名なものならば、間違いないでしょう。いまどきは、どのソフトを使っても、同じですよ」

恵子 「でも、おたくの事務所のソフトと互換性がなければ、データの交換ができないじゃない？」

芳谷 「それは心配要りません。今はどのソフトでも、互換性がありますから。一発で、

うちのシステムに吸い上げられますよ」

恵子 「えーっ、そうなの？だって、メーカーの競争だって、あるんじゃない？」

そこへ店員がすり寄ってきて、

店員 「それが奥様、いまは時代が変わりまして！」

わっ、と社長夫人が驚く。

店員、構わずまくし立てる。

店員 「たしかに会計ソフトは、メーカーによって設計が違ってございます。でも、それは外側のことだけでして、中のデータは、全部同じ共通規格になっております」

恵子 「どういうこと？共通規格って、誰が、いつ決めたのよ」

店員 「XBRL-GL と申しまして、アメリカ生まれの国際標準規格でございます。ヨーロッパでもアジアでも、今や会計データは XBRL-GL の規格で統一されております。日本でも平成31年から、国税庁が電子申告で XBRL-GL を採用したのをきっかけに、いっきに普及しました。なにしろ日本人は、お役所と黒船に弱いですから」

恵子 「お役所はわかるけれど、黒船って、何？」

店員 「グローバル・スタンダード、すなわち国際標準のことでございます。日本のような島国では、世界の流れから孤立するのが、いちばん怖いことです。会計データも、国際標準に準拠しないと、世界の流れから取り残されてしまいますです」

恵子 「でも、以前は、各社独自のデータ規格ってものがあつたんでしょ。よく、それをあっさりと捨てちゃったわね？」

店員 「ええ、どちら様も、毎年税金の申告をしなくちゃなりません。そのつど、メーカー独自規格のデータを XBRL-GL の規格に書き換えするくらいならば、最初から、XBRL-GL の規格で仕訳を入力したほうが、手間いらずです。なにしろ電子申告で、仕訳データを提出すると、コワ～イ税務調査がなくなるか、あっても大幅に時間短縮されることになりました。それで皆さん、XBRL-GL 対応の会計ソフトをお求めになりますので、メーカーとしても生き残りをかけて、独自規格を捨てたというわけでございます」

恵子 「でも、独自性を捨てたら、そのぶん競争が鈍って、製品の質が落ちるんじゃないかしら」

店員 「いえいえ、今でも熾烈な競争は続いております。独自規格でユーザーを囲い込むような、姑息な戦略が使えないかわりに、お客様にとって最も使いやすい操作性を追求して、そこで勝負をしているわけです」

恵子 「初心者にも優しい、ユーザーインターフェイスで勝負ってわけね」  
店員 「はい。それでは奥様、これなどいかがでしょう。売れ筋の人気ナンバーワンでございます」  
恵子 「<sup>きさらぎ</sup>如月勘定大納言ね。いいわ、これ頂戴」  
芳谷 「……あの～ 奥さん？ もしもしー！」  
恵子 「あーっ、ゴメンなさい（笑）。忘れてたわ。お陰様で、よくわかりました。ええ、また指導よろしくね。え？買ったソフトの名前？……えーっと、なんとか勘定大魔王っていうのだけれど」  
店員 「奥様、勘定 大納言 で、ございます」  
恵子 「あはははは、そうそう、そう言うのね。あ、芳谷くん、ありがとう。それじゃ、記帳指導のほうも、よろしく……」

携帯をしまうと、恵子夫人はソフトの箱を抱えて、溜息をついた。

恵子 「ともかく、この操作法を覚えなくちゃいけないのよね。会計事務所指定のソフトだったら、芳谷くんからレクチャーを受けられるんだけどなあ。私も社長も、パソコン、得意じゃないのよねえ」  
店員 「奥様、大丈夫です。この商品は“パソコン初心者の方でも安心の、1年間無料電話サポート付き”でございます」  
恵子 「あら、そうなの？」  
店員 「ここだけの話、税理士先生ご指定の、『専用ベンダーソフト』は、ビギナーにとって使いよいものじゃございません。使い勝手が、プロ用に特化されておりますから。その点、奥様がお買い上げになったような、パソコン用市販会計ソフトは、初心者にも優しい工夫がなされております。かゆいところに手の届く、懇切丁寧なユーザー・インターフェイスでございます」

レジに商品を差し出すと、恵子夫人はプラスチックのICカードを取り出した。会社の国民IDが登録されているICカードだ。レジ台のセンサーにかざすと、ピッと音がして、「認証成功」の表示が出る。同時にレジの液晶画面に、「キッチン・コイケ」の社名が出た。

店員が商品にバーコードリーダーを当てると、レジ画面に商品名と価格が表示され、領収書データが記録機関に送信される。

支払を済ませると、恵子夫人はふたたび携帯端末を取り出した。

恵子 「そうそう。これからは私が帳簿をつけなくちゃ、いけないんだったわ」

携帯端末を操作すると、インターネットに接続。国民IDとパスワードを打ち込んで、国税庁の「マイページ」を開いた。さらに操作を続けると、画面には、さっき買った会計ソフトのレシート情報が表示された。

恵子 「……………これ、なんていう勘定科目で処理したらいいのかしら？」

しばし考えて、携帯端末の画面を電話帳に切り替えた。

恵子 「もしもし、飯田会計さん？ あ、芳谷くん。ねえ教えて！」

#### 【シナリオ解説】

- 「そろそろ顧問先に自計化を勧めようか」と考えていたら、顧客が市販の会計ソフトを買ってしまった、という例はまあある。市販ソフトは、会計事務所のシステムと互換性を持たないことが多い。そのため、せっかく顧客がコンピュータで経理の入力をしているのに、会計事務所では試算表のプリントアウトを合計転記してお茶を濁す、という結果になることも珍しくない。
- 多くのばあい、市販ソフトのほうが顧客にとって使いやすく、かゆいところに手の届く機能が備わっている。会計専用機ベンダーが用意する入力用ソフトは、素人には扱いにくく、機能もかぎられていて、顧客の不満を呼ぶことが多い。また、税理士が入力用ソフトの操作指導をせねばならず、顧問先のパソコントラブル（たいていはユーザーの初歩的な操作ミス）のサポートまでさせられる場面もある。筆者は事務員時代に、ソフトを使いこなせない顧客のストレスを一方的にぶつけられ、「こんな不便なソフトを押しつけて！」と責められて往生した経験がある。データ規格の標準化が実現すれば、顧客は自身の使いやすいソフトを自由に選べるし、税理士は顧客のパソコンのお守りから解放されるのである。
- 市販のパソコン会計ソフトメーカーと、会計事務所相手の専用ベンダーとでは、客層もビジネスモデルもまったく異なる。前者は薄利多売の原則ノンサポート（電話サポートのみ）であり、後者はハード・ソフトにわたる手厚いサポートと信頼性を売り物にしている。また、前者の製品は初心者にとっての使いやすさが売り物であり、後者の製品は、プロにとっての作業効率がセールスポイントである。このふたつの業界が、会計事務所の顧客をめぐる、互いの市場を荒らしあうのはナンセンスである。データ規格の標準化さえ実現すれば、「餅は餅屋」の棲み分けができるはずである。

■XBRL-GLによって、メーカーの垣根を越えたデータ交換が実現するという話は、おとぎ話に聞こえるかもしれない。メーカー間の熾烈な競争を考えれば、リアリティの薄い話ではある。しかし、じつはそれを実現したシステムが稼働している。経済産業省が開始したJ-SaaSでは、平成22年（2010年）3月から、異なるメーカーの提供するソフト間で、XBRL-GLを介したデータ交換が行われている。

■J-SaaSではマルチベンダ方式を採用しており、給与管理ソフト、販売管理ソフト、経理ソフト、財務会計ソフトなどを、それぞれ異なるメーカーが供給している。そこでは、A社の給与計算ソフトで入力したデータを、B社の経理ソフトに流し込みをしたり、それをC社の財務会計ソフトに流し込んだりできるようになっている。J-SaaSで採用されているXBRL-GLの勘定体系は、e-Taxの税務用タクソノミをベースとしている。最終ゴールが電子申告であることを思えば、勘定体系の基準に税務用タクソノミを置くのは、当然のことである。

## SCENE 6. 顧問先にて

中堅製麺業者 (株)モロハシ製麺の社長室

■ 諸橋栄一郎 62歳 (株)モロハシ製麺の二代目社長。  
もろはしえいいちろう

■ 飯田久寿 同社の顧問税理士



社長 「先日は融資の件で、先生にお骨折りいただき、ありがとうございました。いやあ、驚きましたなあ。税理士さんに仲介に立ってもらって、こんなに金利が安くなるなんて……」

飯田 「御社の努力と信用の賜物ですよ。それに、これまでの金利は、ちょっと高すぎましたからね」

社長 「創業者である先代は、“顔”で融資が受けられたというくらい、銀行に強かったんですが。私は正直、どうも銀行との交渉は苦手です……」

飯田 「先代は、いわゆるカリスマ社長でしたからね。市議員としても活躍され、丁々発止の駆け引きは、名人芸の域でした」

社長 「そこへいくと私は、大学院で工学の研究などしていましたから……。親父にも、『お前は商売人の根性が足りない』と、ずいぶん叱られました」

飯田 「そのかわり、製麺機械の改良でパテントを取って、人気商品『いけメン』を世に出したじゃありませんか。今や全国区のブランドですよ」

社長 「ところで先生。今回の融資では、銀行に電子申告したデータを提出したんですよね。あれは、会社の帳簿や領収書のデータまでくっつけて、国税庁に送信したものだと聞いておりますが」

飯田 「はい」  
社長 「だとすると、補助簿やら領収書、契約書やら、いわば弊社の企業秘密まで、銀行に握られてしまうってことじゃないんですか？そこのところが心配で……」  
飯田 「ご心配なく。銀行に提出したデータは、主要簿までです。それ以上のデータは、送っておりません。たとえば従業員個々の給与データなどは、個人情報に属しますので、銀行もやたらには要求できないところです」

社長、なるほどと頷く。

社長 「つまり、国税庁に送信したデータと比べると、銀行に提出したデータは、『飛車角落ち』みたいな抜粋版なんですね。でも、どうしてそんなことが可能なんです？」  
飯田 「大昔の e-Tax では、申告書から決算書までを1つのファイルに記述していました。でも現在では、情報セキュリティの要請もあって、e-Tax のデータはいくつものファイルに分割されています。だから、補助簿やリンクファイルなど、銀行に見せる必要のないデータについては、抜き去ったうえで銀行に提出することもできるのです」  
社長 「それでも銀行は、金利を下げてくれる。それだけ電子申告データは、銀行にとって重要なデータなんじゃないか」  
飯田 「補助簿や証憑書類まで付いているわけではない、という意味では、不完全なデータです。でもそのかわり、申告した時点では、証憑書類にまでリンクが付いていたことが保証されている。いわば、裏付け充分の、信頼すべきデータなんです」

腕組みして考えていた社長が、ふと気がついたように、身を乗り出した。

社長 「……しかし先生」  
飯田 「何でしょう？」  
社長 「補助簿までは銀行に渡さないとしても、元帳ファイルには、補助簿や証憑書類へのリンクが埋め込んであるんですよね。それをクリックすれば、電子証憑記録機関にジャンプして、領収書データまで、芋づる式に引き出してしまえるんじゃないですか？」  
飯田 「たしかに、国税庁に送信した段階では、データは決算書、主要簿、補助簿、証憑書類と、すべてリンクで結ばれています。だから、決算書の該当科目をクリックすれば、総勘定元帳が開きます。また、元帳の特定の取引をクリックすれば、補助簿や証憑書類が展開する、という仕組みになっています。でも、このリンクを外してしまえば、データを芋づる式にたどることができなくなってしまいます」

社長 「リンクを外す？そんなことが、簡単にできるんですか」

飯田 「ちょっと技術的な話になりますが、XBRL のデータ形式では、リンク情報は、リンク元のデータ（帳票）とは別ファイルとして、独立に存在しています。この特徴が、ミソなんです。」

社長 「ほう」

飯田 「通常、リンク情報というのは、リンク元のファイルに直接埋め込まれる形で、記述されます。この方式だと、銀行は元帳に埋め込まれたリンクをたどることによって、いつでも電子証憑記録機関の記録データを呼び出すことができます。ところが XBRL では、リンク元のファイル（元帳）とリンク情報（URL）とは、別ファイルとして切り離されています。リンク情報だけを納めたファイルを「リンクファイル」といいますが、これを抜き取ってしまえば、いくら元帳ファイルだけあっても、証憑までたどることは不可能になります」

社長 「なるほど。カナメになるのは、データそのものではなく、それを結ぶリンクファイルということですか」

飯田 「その通りです」

社長 「それにしても、昔だったら、『リンクも含めて、全部つけてくれなければ、融資に応じられませんよ』なんて、脅かされたんじゃないですか」

飯田 「最近は、金融業界も様相が変わってきましたからね。資金決済法の大改正があって、流通系や情報通信系からの新規参入者が、増えてきました。昔と違って、競争が激化しています」

社長 「『貸してやらない』なんて言っていると、ビジネスチャンスを他業種に奪われかねないんですな」

飯田 「中小企業金融の選択肢も、増えつつあります。電子記録債権の証券化ビジネスも立ち上がってきましたし、インターネット上の個人起債も流行りです。専門の仲介業者が、たくさん登場してきました。銀行も、リスクを取って貸さなければ、生き残れない時代に入ってきたんです」

社長 「さいきんでは中小企業でも、海外からの融資を募る会社もある、と聞きますが」

飯田 「XBRL データは、クリック一発で海外の会計基準に準拠した財務諸表に、組み替えが可能です。日本語の財務諸表を、アメリカ会計基準版に切り替えたり、国際会計基準版に切り替えたりするのも、ワンタッチなんです」

社長 「そんなことが……。それなら、言葉の壁や制度の壁を越えて、世界中に資金を募ることができますね」

飯田 「だからこそ銀行は、積極的にリスクを取ってでも、貸さなければならぬんです」

社長 「でも、リスクを正確に評価をするには、じゅうぶんな信用情報の収集が大事なのでしょう」

飯田 「その通り。電子申告のデータは、証憑に至るまで検証済みの、第一級の信用情報  
です。国税庁に送信されたデータは、電子署名付きで、偽造の余地もありません  
し」

社長 「なるほど。銀行にとっても、われわれ中小企業にとっても、XBRL-GL 様々ですな」

#### 【シナリオ解説】

- 電子マネーの拡大や、各種証券化ビジネスの発達により、既存の金融業界はその足元を揺すぶられている。今後の制度改正によっては、情報サービス産業などからの新規参入が容易になる可能性がある。クレジットカードや電子マネー業界に進出しつつある流通系、電子記録債権ビジネスに参入を宣言している携帯大手などにおいては、金融業界との垣根は相対的になりつつある。そもそも金融の世界は、すでに情報産業になっているといっても過言ではない。預金といっても、本質は全国銀行協会システム上の数値データにすぎない。右肩上がりの成長が見込めない経済情勢では、借り手のリスクを正確に計る信用情報の収集が、経営の死活問題となってくる。このような環境では、既存の金融のノウハウ以上に、情報通信のノウハウが重要性を増してくる。台頭する情報通信産業に対して、金融機関の相対的な地位が沈下するという構図は、遠い未来のことではないかもしれない。
- 税理士は、その持てる情報の生かし方如何で、銀行の強力なビジネスパートナーにもなりうるし、「銀行融資係の使い走り」にもなり下がりうる。税理士の持つ情報精度が増してくれば、税理士は銀行にとって、最も手強いネゴシエーターになるだろう。XBRL-GLにより、証憑の裏付けのある会計データを握る立場になれば、銀行から見て、宝のような信用情報を握る存在にも映るはずだ。「知は力なり」だとすれば、顧客の信用情報を扱う税理士の社会的地位は、もっと高くあってしかるべきである。
- 現状においては、税理士の作成した決算書は、クライアントが自発的に提供してくれた資料だけに依拠している。このような決算書に、金融機関が敬意を払わないのは当然のことである。クライアントが見せたくないと思う資料も含めて、決算に必要なすべての資料を自由に閲覧することができてはじめて、税理士の知（情報）は力を持ちうる。XBRL-GLによる証憑の電子化と、国民IDによる情報検索は、それを実現する強力なツールとなる。
- e-Taxで送信した申告データを、金融機関の審査部に転送するサービスには、NTTデータのzaimonなどがある。ただし現状では、一部の都銀しかこのサービスを利用していない。中小企業金融のキーパーソンである信用保証協会は、いまだにe-Taxデータの受付をしていない。この問題に関して、監督官庁である経済産業省は、中小企業金融におけるXBRLデータの有効活用に、前向きな関心を持っていると聞く。

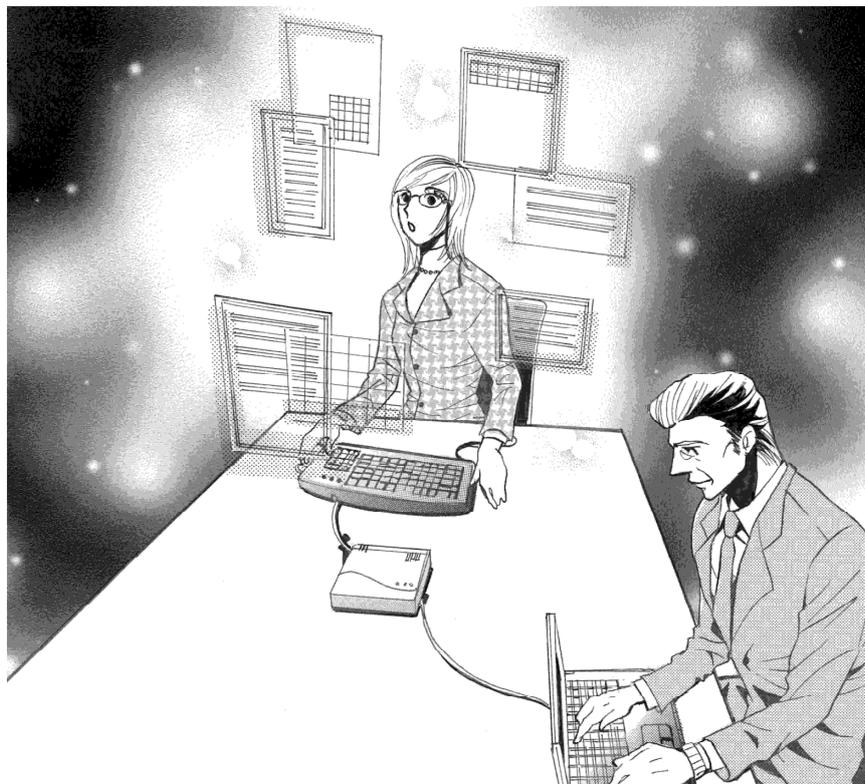
■XBRLデータを海外の財務報告書様式に変換する技術については、現状では、かならずしも十分に完成されていない。各国の企業において、XBRLデータの作成ルールが周知徹底されておらず、細かな部分での運用の一致がはかられていないなどの問題がある。XBRLの日本における<sup>ジュリスディクション</sup>地域団体であるXBRLJapanでは、この問題の解決に鋭意取り組んでいるところである。

## SCENE 7. 会計ベンダーにて

大手会計ベンダー「グリーン会計株式会社」の社長室

■島田豊作 65歳。会計ベンダー「グリーン会計株式会社」の社長。

■殿司<sup>とのつかしんこ</sup>伸子 52歳の税理士。政府IT政策委員。



島田 「先生、きょうは政府IT政策委員会でお疲れのところ、ご足労いただきましてありがとうございます」

伸子 「いえ、こちらこそ、お誘いいただきありがとうございます。社長さんも今日はお疲れ様でした」

島田 「せっかく委員会でご一緒した折ですので、是非見ていただきたいものもあり、今日は弊社にお寄りいただきました次第です」

伸子 「楽しみですですね。ところで、XBRL-GLによる会計ソフトデータの標準化以来、御社の業績も好調なようですね」

島田 「お陰様で、殿司先生。……あ、今でも殿司先生、とお呼びして、よろしかったんですよ」

伸子 「ええ。仕事上は、旧姓で通しておりますので」

島田 「お忙しいですね。いろいろと大変でしょう」

伸子 「もともと税理士業務よりも、こちら（IT政策関係）のほうが性に合ってますから。今は税理士は廃業状態（笑）。理解ある旦那さまに支えられて、主婦業との二足のわらじです」

島田 「先生方の御尽力で、電子帳簿保存法が改正されてから、もう何年になりますか。」

あれで仕訳データの規格が XBRL-GL に統一された時分には、社内でも噂々囁々の議論がありました。でも、結果はよかったですね」

伸子 「会計データの標準化運動は、それ以前にも長い歴史がありますからね。1976 年には、勘定科目の J I S 規格が作られましたし、1998 年には、島田さんも関わっていらした『ActiveX 財務会計研究会』がありましたね」

島田 「マイクロソフトの ActiveX 技術を元に、ベンダーの垣根を越えた、経理データの互換性をめざすという試みだったんですが……。社内でも反対意見のほうが多くて、すっかり孤立してしまいました」

伸子 「あれは、私も実現を楽しみにしていたんですよ」

島田 「申し訳ありません。私共の力が及ばず、ベンダー間の利害をまとめきれませんでした。お客様の期待を裏切ってしまったのは、残念なことでした」

伸子 「他の業種ではあたりまえに進んでいる、データの互換性が、なぜ会計業界ではタブーになってしまうのか。私もずいぶん悩みましたよ。でも、世界標準である XBRL-GL が e-Tax に採用されてから、風向きが変わり始めましたね。海外の大手監査法人からの圧力が、政府にかかったという噂もあります」

島田 「先生お得意の、『日本人はお上と黒船に弱い』理論ですね（笑）」

伸子 「みんなのための改革には、ある程度、政府が主導的な立場に立たなければならない場面も、あると思うんです。それが政府委員を引き受けた、ひとつの動機でもあるんですけど」

島田 「電子帳簿保存法が改正され、保存フォーマットに XBRL-GL が採用されて、一気に流れが変わりました。これで、データさえ保存しておけば、システム（ハードとソフト）まで保存する必要がなくなったのですから」

伸子 「旧法では、データを保存するだけでなく、見読のためのシステムを、丸ごと保存しなきゃいけませんでしたからね。時効成立までの期間、旧型のパソコンを、社内のどこかに取っておかねばならない。これは現実的じゃありませんでしたよ。だから、旧電子帳簿保存制度は、中小企業では流行らなかったんです。これは、旧法の成立当時には、会計データの標準が存在しなかったことが原因です」

島田 「国際標準である XBRL-GL 規格を、電子帳簿保存法に適用したらいいじゃないか——そういう声が、大学の研究者のなかから出てきたときには、目の覚める思いでした。ああ、その手があったか、と」

伸子 「それが実現して、中小企業のあいだでも、電子帳簿保存が普及してきたんですね。そうすると、とうぜん、ベンダーさんもそれに対応したソフト作りをしなければならなかった。世界標準データである、XBRL-GL に対応したソフト作りを。そこから会計ソフトのデータ標準化の需要が、一気に高まったんです」

島田 「データの標準化は、ベンダーにとって『パンドラの筐』でした。そんなことをし

たら最大手以外は潰れる、と言われておりましたから。各社独自規格の防壁を失って、いわば、丸裸の競争にさらされることになったわけですが、思い切って踏み切って、今はよかったと思っています。ユーザーの立場に立って考えられるベンダーだけが生き残れる、そういう確信を強くしました」

伸子 「ところで、今回お見せいただけるもの、というのは？」

島田 「そうそう、失礼いたしました。つい昔話に夢中になりまして……。先生、これなんです」

机の上に置かれたのは、眼鏡そっくりのゴーグル。左右のレンズ部分の端に、小さな照射器が付いている。

伸子 「これは、ひょっとして、網膜投影ディスプレイ？」

島田 「さすがは殿司先生。2005年に大手プリンタメーカーが開発した、網膜投影ディスプレイを、会計業務用にチューンしたものです」

伸子 「へえー。もう、こんなに小さく、軽くなったんですね」

眼鏡を外して、ゴーグルをかけてみる。島田社長がノートパソコンを伸子の前に置いて、操作法を説明する。

島田 「これは、レーザープリンタの原理を応用した製品です。レーザーの代わりに微量の（人間の眼に害のない量の）光を、紙ではなく、網膜に直接投影することで、画像を結ぶものです。これまでは主に閉所での保守作業や、警備現場など、物理的なディスプレイを置くことが難しい現場で利用されていました。しかし、このたび弊社では、これを会計分野に応用しまして……」

伸子が驚きの声を上げる。空中に、半透明の画像が浮かび上がった。見慣れた仕訳データの画面だが、まるで目の前の空中に浮遊しているかのように見える。

島田 「従来の物理的ディスプレイですと、複数の証憑書類をならべて参照する、ということが困難でした。ディスプレイの枚数を増やすことで、対応することもできますが、これも限界があります」

島田社長、端末を操作する。

島田 「XBRLには、『複数方向のリンク』というユニークな技術があります。ひとつのリ

ソクをクリックすると、同時に複数のファイルを展開できる、というものです。これも、面積の制約がある物理的ディスプレイだと、うまく画像表現することができませんでした。ところが、網膜ディスプレイは、視野一杯の画像を作ることできますから……」

ふたたび伸子が歓声を上げる。仕訳データをクリックしたとたん、空中に4～5枚の帳票がとびだした。契約書、請求書、銀行預金データなど……。視野からはみ出した部分は、首を動かすことで、視野に納めることができる。まるで宙に浮いた書類の群れを、パノラマ方式で眺め渡しているようだ。

伸子 「すごい……」

島田 「ジャイロセンサーとの組み合わせに成功したことで、ユーザーの頭の動きに連動して、画面をオートスクロールすることを実現いたしました。いかがですか？」

宙に浮かんだ証憑は、マウスの操作で、自由に位置を変えることができる。まるで紙の証憑を、手でつまんで並べ替えているかのようだ。

伸子 「このまま事務所に、持って帰りたくなるわね」

島田 「ありがとうございます。これも 2009 年頃には実用化されていたインフラなのですが、会計分野への応用を思いつくベンダーが、これまでなかったのです」

伸子 「ありがとう。本当にいいものを見せてもらいました。帰って、主人にも宣伝しておきます」

島田 「はい。御主人————飯田先生にも、是非よろしくお伝え下さい」

#### 【シナリオ解説】

■会計ソフトの機能は、どのメーカーも大同小異である。にもかかわらず、そのデータ規格には、まったく統一が図られていない。これは、主としてメーカーの都合によるものではないかとすら感じられてしまう。1990年代には、マイクロソフト社のActive Xをベースに、メーカー横断のデータ標準化が試みられたことがある。しかし、仕様書まで完成したにもかかわらず、具体的な製品として結実させたメーカーはなかった。華々しく雑誌で取り上げられ、税務会計の代表的なメーカーのほとんどすべてが参加していたのであるが、幹事役の企業すら製品版を出すに至らなかった。この業界におけるデータ標準化の困難さを、象徴する事例である。

- 網膜投影ディスプレイ（または網膜走査ディスプレイ）は、すでに現実の世界でも商品化されている。ブラザー工業がハードウェアを開発し、NECがソフト面を担当した「テレスカウター」がそれである。現在は片眼用であり、シナリオ中にあるような、「ジャイロセンサーを使ったオートスクロール機能」は存在しない。また、価格も百万円単位であり、個人利用の水準にはなっていない。
- シナリオにある、複数方向のリンク機能は、XBRLの仕様として実在する。ただ、画面表示という点では、その有効な実用例は、まだないようである。面積の制約のある、物理的ディスプレイでは、小さなポップアップ・ウインドウをいくつか展開するのが精一杯ではないか。網膜投影方式で、視野いっぱいの画面が作れば、実用的な使い方ができそうである。

## SCENE 8. 居酒屋にて

アフターファイブの居酒屋

■<sup>おでらなおこ</sup>尾寺直子 31歳。会社経理部員。学生時代の鶴町かのんに、サークルOBとして簿記検定の指導をしたことがある。

■<sup>つるまち</sup>鶴町かのん 23歳の会計事務所職員。直子の大学の後輩。



直子 「会計事務所の仕事にも、だいぶ慣れてきたみたいね？」

かのん 「ええ、でも、まだ決算は任せてもらえないんですよ。資料の下整理まで」

直子 「経理の仕事自体が、IT化の進展で、ここ何年かで大きく変わっているしね。焦らずじっくり、基本を身につけたほうがいいわよ」

かのん 「ところで先輩、業務のIT化で、いちばん大きく変わったことって、何ですか」

直子 「そうね……年末調整がなくなったこと、かな」

かのん 「ああ、昔は会社でも会計事務所でも、年末調整っていうのがあったんですよ。あれ、大変な仕事だったらしいですね」

直子 「年末調整は、いわば税務署の代りに、全従業員の税金清算をやってあげていたようなものだから。とにかく手間が、大変だったのよ」

かのん 「事務所の先輩も言っていました。年末調整と確定申告は、報酬が安いわりに手間ばかりかかったって。そのくせ責任は重いから、毎年、悩みの種だったって」

直子 「生命保険や社会保険の控除証明書をなくしてしまう社員がいたり、奥さんのパート収入を過少申告する社員がいたりして、正確な資料が集まらずにイライラさせられることも多かったわよ」

かのん 「今では、国税庁のマイページを開けば、自分の給与データや控除関係書類は、すべて確認できますよね」

直子 「会社からは給与データ、保険会社などからは控除関係のデータが、国税庁に送信されるようになったからよ。国税庁が、給与や控除関係のデータを把握しているから、会社や会計事務所で計算したり、提出したりする必要がなくなったのよ」

かのん 「給与所得者については、国税庁サイドで税金の計算をして、納税者に計算結果を通知して、確認を求めるだけの制度になったんですね」

直子 「国民IDをもとに情報を名寄せして、コンピュータで自動計算できるようになったからね。医療費控除や住宅ローン控除の申告も、この方式によって不要になったし。むかしは従業員の10年分くらいの住宅ローン控除申告書を預かっていて、社屋の引越しのときなんか、神経を使ったわよ」

かのん 「その頃に比べたら、すごい進歩ですね」

直子 「すでに北欧などでは、ずいぶん前から当たり前になっていた方式らしいわよ。日本は国民IDの導入が遅かったから、ようやく追いついたってところかな」

かのん 「ふうん」

直子 「それに、昔の年末調整は、プライバシーの点でも問題が多かったしね」

かのん 「扶養家族のこととか、書面で会社に報告させていたんですね」

直子 「それもあるけど。たとえば寡婦控除みたいに、本人に面と向かって聞きにくい項目もあるじゃない。『ご主人とは、生別ですか、死別ですか』なんて。いくら控除額に関係があるからって、ちょっと聞きにくいわよ」

かのん 「そりゃ、そうですね」

直子 「それに、うちの会社では、家族の障害者手帳のコピーを提出させたりしていたから。税金の控除に必要なだから、と説明はしていたけれど、当人はどんな思いで提出していたのか、なんて考えると、複雑な気持ちだったな。私たち、公務員でも税理士でもないのに、ここまでしていいのかなあって。税理士さんが無料相談でいろいろプライバシーを聞き出すのだって、けっこう気を遣ったって聞いているわ」

かのん 「そういえばうちの所長も、確定申告期の無料相談がなくなったのが、助かるって言っていました」

直子 「年金所得の還付申告とか、2箇所給与、医療費控除みたいに、機械的に計算できる申告については、国税庁がネットワーク上で情報を収集して、計算してくれるようになったからね。国民IDをもとにデータを名寄せして、自動計算できるようになったから。納税者のパソコンに、記入済みの申告書が送信されてきて、訂正申告するかそのまま承認するか、選択できるようになったのは、楽よね。繁忙期に手を取られたくない会計事務所と、予算を削減したい税務当局にとっては有

難しい解決策だったかもしれないわ」

かのん 「所長も、『付加価値の高い業務に、十分な時間を割けるようになった』って言うていましたよ」

直子 「付加価値の高い仕事が増えて、かのんのお給料もアップするといいわね」

かのん 「それ、それ（笑）」

#### 【シナリオ解説】

- 国民IDの導入による、年末調整の廃止案については、日本経団連と東京財団が、提案書を公表している。給与や保険などの各種データが電子化されて、共通番号によって名寄せすることができるようになれば、充分実現可能である。
- 韓国では、国税庁ホームページにアクセスして、国民IDとパスワードを打ち込めば、「マイページ」を開くことができる。そこには、医療保険レセプト情報から転送された医療費控除データや、保険会社等から送信された保険料控除データなどが分類・集計されている。これをプリントアウトすれば、年末調整や申告の添付資料として使えるとのことである。日本においても、政府は「マイ・ポータル」という名称で、よく似た機能の提供を予定している。
- スウェーデンにおいては、「記入済み確定申告書」が税務署から送られてきて、納税者はそれをそのまま承認するか、訂正するかして、申告を完結させる制度を採用している。承認の意思表示は、携帯電話による送信でも可能とのことである。いわゆる「プッシュ型行政サービス」の極致である。

## SCENE 9. 芳谷くんの帰還

芳谷源吾の自宅。賃貸マンション。

■芳谷源吾 <sup>よしたにげんご</sup> 35歳。飯田会計職員。

■芳谷希美 <sup>のぞみ</sup> 30歳。芳谷源吾の妻。



芳谷 「ただいまぁ。……おっ、御馳走だね。今日はどうしたの」

希美 「お帰り、ゲンちゃん。お祝いだよ」

芳谷 「お祝いって……税理士試験の結果発表、まだなんだけど」

希美 「おいおーい。忘れんぼだなぁ」

芳谷 「……何？」

希美 「あっはっは、ナイショ、ナイショ♪」

テーブルに、つけっぱなしのノートパソコン。画面には、どこかの会社の財務情報が出ている。

芳谷 「聞いたことのない会社だね。株の投資でも始めたの？」

希美 「ああ、それ。市内にある中小企業なんだけどさ。社債の募集中だって、向いの奥

さんが話してたから」

- 芳谷 「ああ、あの財テク好きの……。中小企業のネット起債は、いまどきの流行りだね」
- 希美 「でも、この決算書、税理士の税務監査証明書つきなんでしょ」
- 芳谷 「正確には、税理士法33条の添付書面付き、というんだけどね。“監査”って言葉は、法律上は不正確だ。公認会計士の監査とは、本質が違うからね」
- 希美 「でも、税理士が領収書データ一枚に至るまで検査をした、保証付き決算書ってことだよ。世界的にも信頼性の高いデータだって、雑誌に書いてあったよ」

希美、パソコンを片付けながら、

- 希美 「でもさあ、ネットワーク上でなんでもチェックできちゃうなんて、怖い世の中だよ。うちのお父さんなんか、『国民IDとXBRLによるデータの標準化で、ガラス張り社会になっちゃった』なんて溜息ついてたよ」
- 芳谷 「基本的には、本人情報は本人しか閲覧できないようになっているんだ。税務署も、本人の同意無しには、かってにあれこれ調べられないんだよ。自主的に提出されたデータについては、別だけれど」
- 希美 「でも、それを提出するのは、税理士なんでしょ」
- 芳谷 「税理士は代理権を付与されているから、本人と同じ地位でデータにアクセスできる。そうでなければ、納税者を代理して決算・申告をするなんて、できないからね」
- 希美 「お隣の韓国あたりじゃ、税務署がなんでも把握しちゃうってんでしょ。日本じゃその役を、税理士がやっているってことかしら」
- 芳谷 「韓国には、独自の歴史的背景があるからね……。日本で国民IDが動き出すときにも、相当の議論があったんだ。ポイントは、ネットワーク化された個人情報を、誰に委ねるか、ってことなんだけれど」
- 希美 「っていうと？」
- 芳谷 「個人情報——とくに財産情報の番人を、誰にするか、という議論だったんだ」
- 希美 「それって、なんとかいう監視機関がやってることでしょ？」
- 芳谷 「情報連携の監視機関がやっているのは、『監視』という意味での番人だ。でも、情報を『管理』する意味での番人は、また別に必要なんだ。それを韓国のように、国（国税庁）に大きく委ねてしまうのか、それとも、信用情報をほしがっている金融機関に委ねるか……コストの社会的負担という点じゃ、金融機関に委ねるのがいちばん合理的かもしれない。いちばんメリットを受けるのが、金融機関だからね」
- 希美 「うっそでしょ。金融機関に？あだし達の個人情報を？」

芳谷 「そういう選択肢も、過去にはあったんだぜ。2010年頃に銀行が主宰していた、『アカウントアグリゲーション』というサービスさ。銀行預金、株取引、ローンなどの個人の信用情報を、一括して収集・表示してくれるウェブサービスでね。望めば帳簿作成まで代行してくれたんだよ。銀行にしてみれば、利用者の信用情報を投網式に把握できるから、安い料金でも喜んでやっただろうけど」

希美 「でも、怖いよ。金融機関に、お金の流れを握られちゃうなんて」

芳谷 「だから、銀行系のアカウントアグリゲーションは、普及しなかった。そもそも『貸し手』と『借り手』という利益が相反する関係で、健全に委任契約が成り立つかどうか、怪しい面もあったからね」

希美 「うん」

芳谷 「最終的に納税者は、税理士に、財産情報の番人役を委ねることにしたんだ。税務署でも、銀行でもなく、納税者自身の代理人である税理士に、ね」

希美 「ふーん、かっこいいなあ、税理士さん」

芳谷 「まぜっかえすなよ。国民は、賢い選択をしたと思うよ。“番人”である税理士を通さなければ、税務署も銀行も、納税者の財産情報を把握できない仕組みにしたんだから」

希美は、「ゼイムショ、ギンコウ、ゼイリシ……」と指を折って数えて、納得したようにならずいた。

芳谷 「ところで希美、さっきのお祝いって……？」

希美 「あ、—————禁煙1周年、おめでとう！」

芳谷 「えっ、もう、1年経ったっけ？」

希美 「1年前の今日、最後の一本を消したでしょ」

芳谷 「へえ……そんなになるんだ。でも、よく覚えていたね」

希美 「調べたんだよ。ネットで」

芳谷 「え？」

希美 「うちの家計簿をつけていて、わかったの。電子証憑記録のマイページを開いて、煙草の自販機のレシート記録を検索したら、その最後が一年前の今日の日付だったってわけ」

自販機で煙草を買うばあい、年齢確認のため、かつてはタスポなどが利用されていた。平成35年現在では、国民IDカードによる個人認証が義務づけられている。これにより、電子空間上で自販機の支払い履歴が記録可能になった。

芳谷 「参ったな。そんなことまでわかつちゃうんだ！」  
希美 「XBRL-GL によるデータ連携のおかげさまだね。ゲンちゃんもよく頑張った。えらいよ、えらい」  
芳谷 「うーん、これまで禁煙は、最長3時間だったんだけれどな……。XBRL-GL によるデータ連携で、仕事のストレスが減ったせいかな」  
希美 「そもそも禁煙は、結婚するときの約束だったんだからね」

芳谷、渋い顔で、

芳谷 「でも、ちょっとプライバシー侵害のような気もするんだが……」  
希美 「何言ってるの。“あなたの情報の番人” は、ほかならぬ、この奥さんでしょーが。あなたが選んだ、あなたのパートナーでしょ」  
芳谷 「僕が選んだ……情報の番人？」  
希美 「そう。ゲンちゃんは、賢い選択をしたと思うよ♪」

—————おしまい—————

#### 【シナリオ解説】

- 国民ID制度の導入により、個人情報ネットワーク上を縦横に飛び交う社会像が、現実のものとなる。個人情報が「保護の対象」から「活用の対象」におおきくシフトする、一大改革である。このための安全施策として、政府は、個人情報のアクセス記録と第三者機関による監視を構想している。第一義的には、この第三者機関が「個人情報の番人」となるはずである。このうちの財産情報については、税理士がその利用と管理に携わることとなる。個人情報の利用と管理は、基本的に本人にその決定権があることはいうまでもない。本人から代理権を与えられた税理士は、授権された範囲内で、本人と同じ地位に立つ。その意味で、税理士は本人に代って「財産情報の番人」の役割を果たすことになる。
- 韓国では、現金領収書（レシート）データは、クレジットカード会社のサーバーに送られ、クレジットカードはこれを、定期的に国税当局へと送信している。その運営費用は、クレジットカード会社が負担しているものと思われる。情報管理のコスト負担と引き替えに、国が国民の財産情報を、クレジットカードに委ねている構図が見て取れる。国税当局においても金融機関においても、国民の財産情報を投網的に捕捉したい動機において、利害が一致しているのである。

- XBRL-GLと共通番号制度による情報連携が実現したばあい、その管理とコスト負担を名乗り出る可能性があるのは、国税当局と金融機関である。国税庁にとっては、国民の所得情報を捕捉できるメリットがあり、金融機関にとっては、信用情報の獲得というメリットがある。国民にとっては、国税当局や金融機関に、自己の財産情報を投網的に捕捉されてしまうことになる。それよりも、自身の代理人である税理士に情報の扱いを委ねた方が、健全であろう。ただし、税理士が国の制度設計を拱手傍観しているばあいには、納税者にとっても税理士にとっても、不幸な制度が出現してしまう恐れがある。筆者がこのシナリオにより、具体的なビジョンを提示する最大の動機は、そこにある。
- 納税や融資審査を通じて、税理士は、顧客の財産情報を外部に出す役割を担う。「財産情報の番人」としての地位は、その反面で重い責任を伴うものである。コンピュータ・セキュリティや個人情報保護法などの知識にかんして、税理士に実務的な研修を義務づけ、プライバシーマークに準ずるような資格制度を導入する検討も、必要となろう。

## シナリオの参考文献目録

### 〔XBRL 全般に関するもの〕

- XBRL Japan 監修 坂上学・白田佳子編『XBRL による財務諸表作成マニュアル』（日本経済新聞社）2003 年
- 坂上学『会計人のための XBRL』（同文館）2007 年
- XBRL Japan『XBRL FACTBOOK 1 2』2011 年 3 月
- 公認会計士協会「ちょっと教えて XBRL」（解説用アニメーション）  
<http://www.jicpa.or.jp/xbrl/flash.html>
- 磯部和郎「標準化された財務データと税理士業務を考える」2011 年 4 月 21 日  
[http://www.tokyozeirishikai.or.jp/tax\\_accountant/pdf/2010/101007\\_xbrl.pdf](http://www.tokyozeirishikai.or.jp/tax_accountant/pdf/2010/101007_xbrl.pdf)

### 〔XBRL-GL と税務会計に関するもの〕

- かわもとまさゆき河本雅志「電子帳簿の標準化：XBRL による標準化の可能性について」広島大学マネジメント学会誌『広島大学マネジメント研究』2004 年 3 月号
- 池田太郎（公認会計士）「電子税務調査と標準監査ファイルの国際的動向 前編・後編」東京税理士会情報システム委員会会報『情報通』2006 年 6 月 1 日号、2006 年 7 月 1 日号
- 八ツ尾順一（公認会計士・税理士）「電子申告と税務調査」納税協会HP コラム「TAX View」（納税月報 2006 年 12 月号より）<http://www.nouzeikyokai.or.jp/yomimono/taxview/0612.html>

### 〔証憑の電子化に関するもの〕

- (財)ニューメディア開発協会「電子領収書に関する調査研究報告書－要旨」（(財)機械システム振興協会）2006 年 3 月
- カナダ勅許会計士協会著、日本公認会計士協会訳『電子的監査証拠』（第一法規）2007 年
- 国税庁国際業務課 原山道崇「韓国の税務行政と税制の概要」『税大ジャーナル 11』2009 年 6 月
- 日本公認会計士協会「IT 委員会研究報告第 37 号「株式会社証券保管振替機構が発行する残高証明書取得の際における監査人の留意点について」2009 年 4 月 3 日
- 日本公認会計士協会「IT 委員会研究報告第 38 号「電子的媒体又は経路による確認に関する監査上の留意点について」2010 年 5 月 21 日
- 株式会社シニアコミュニケーション「外部調査委員会調査報告書」2010 年 6 月 4 日

### 〔電子経済社会の制度設計に関するもの〕

- 森田宏樹「電子マネーの法的構成－私法上の金銭の一般理論」『NBL』No.616,617,619,622,626

(1997年4～10月)

- 大垣尚司『電子債権／経済インフラに革命が起きる』（日本経済新聞社）2005年

〔共通番号制度に関するもの〕

- 鈴木淳史『スウェーデン税務庁・税官庁 納税額の承認や税関手続きに携帯電話を活用』  
『日経 BP ガバメントテクノロジー』第6号（2004年12月15日発行）  
<http://itpro.nikkeibp.co.jp/free/NGT/govtech/20050322/157801/?ST=print>
- 原田泉編著、国際社会経済研究所監修『国民ID』（NTT出版）2009年
- 東京財団政策研究部『納税者の立場からの納税者番号制度導入の提言』2009年6月
- 次世代電子商取引協議会『電子署名の普及に関する活動報告 2009』2010年3月
- 日本経済団体連合会「豊かな国民生活の基盤としての番号制度の早期実現を求める」2010年11月16日
- 政府・与党社会保障改革検討本部「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」  
2011年1月31日

〔網膜投影ディスプレイにかんするもの〕

- NECテレスカウター（メガネ型網膜走査型ディスプレイ）の製品紹介サイト  
<http://www.nec.co.jp/solution/telescouter/index.html>
- ITmedia ニュース「網膜ディスプレイが活躍『テレスカウター』を体験してみた」  
<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0911/06/news015.html>